

広島県告示第七百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によつて、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が福山市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、福山市長から届出があつた。

平成二十一年七月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄
位 置	面 積	
福山市沼隈町大字常石字宮ノ前六三〇の三 六地先公有水面 同町大字常石字辻六六五の二六から六六五 の二三に至るそれぞれの地先公有水面	三、九二一・〇四平方メートル	福山市沼隈町大字常石 字辻